

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山形県公共嘱託登記司法書士協会（以下「この法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、別表に定める上限額（年額）の範囲内にて役員報酬を支給する。

2 役員報酬の額は、理事会決議により定める。

3 途中で就任又は退任した役員は、在任期間に応じて、年365日の日割り計算とする。

4 役員賞与及び役員退職手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 前条の報酬は、原則として、事業年度末に全額を支払うものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 この規程に定める役員報酬の支給基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の定めにより、これを公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和1年9月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年9月10日から施行する。

別表

役職	報酬年額	役職	報酬年額
理事長	15万円以内	常任理事	10万円以内
副理事長	10万円以内	理事	5万円以内
専務理事	20万円以内	監事	5万円以内